

※事業者からの質問事項に関する回答を整理し、随時更新予定

前橋市女性活躍のための在宅ワーク推進事業に係る
公募型プロポーザル Q&A

No. 1

大項目	5 応募資格
ページ・項目	P. 3 (3)
質疑内容	応募資格(3)に「前橋市物品購入等及び役務業務競争入札参加資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた品目に『(大分類)研修講習(小分類)研修・講習』が含まれていること。または、法人税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。」とありますが、前橋市の入札参加資格認定を受けていない事業者であっても、その他の要件を満たしていれば応募は可能でしょうか。
回答 (5/21 公表)	可能です。「入札参加資格の認定を受けていること」または「租税及び労働保険料の滞納をしていないこと」のいずれかを満たすこととしております。したがって、入札参加資格の認定を受けていない事業者であっても、後者の証明を提出することで本プロポーザルに応募することが出来ます。 なお、購入等及び役務業務競争入札参加資格の認定は毎月1日に申請を受け付けております。

No. 2

大項目	5 応募資格
ページ・項目	P. 3 (7)
質疑内容	自治体の産業支援センターや商工会議所等(指定管理者含む)が主催する、中小企業・小規模事業者を対象とした「オンラインツール(Zoom等)活用セミナー」の講師・運営実績は、本事業の「在宅ワークのためのスキルアップセミナー開催業務及びそれに類する業務」の実績として認められますでしょうか。
回答 (6/1 公表)	認められます。様式2の過去の実績欄に各事業ごとに記載してください。